

令和6年度第1回福岡県環境審議会水質部会議事録

令和7年1月21日（火） 13:00～14:15

吉塚合同庁舎 特5会議室

●司会（環境保全課 定石課長技術補佐）

ただいまから、令和6年度第1回福岡県環境審議会水質部会を開催します。

委員の皆様方には、お忙しいところ、水質部会に御出席いただき、ありがとうございます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、環境保全課課長技術補佐の定石と申します。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

さて、当部会は、福岡県環境審議会条例第5条第2項及び第6条第6項により、部会長及び委員の半数以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができないことになっております。本日は、委員総数9名中全9名の委員に御出席いただいております。ここに、会議を開き、議決できますことを御報告いたします。

それでは、審議に入ります前に、配布しております資料の確認をさせていただきます。

- ・ 本日の会議次第
- ・ 委員の皆様の名簿
- ・ 配席図
- ・ 福岡県環境審議会水質部会の公開について（平成13年2月22日申合せ）
- ・ 福岡県環境審議会条例
- ・ 福岡県環境審議会運営規定
- ・ 福岡県環境審議会水質部会傍聴要領
- ・ 水質部会資料

「諮問事項 令和7年度水質測定計画の策定について」

- ・ 参考資料1

「報告事項ダイオキシン類に係る令和5年度測定結果及び令和7年度水質測定計画について」
でございます。

また、水質部会におきましても、先程午前中に開催されました環境審議会資料を使用いたします。

- ・ 環境審議会資料1

「令和7年度水質測定計画の策定について」

「令和7年度水質測定計画（案）」でございます。

- ・ 環境審議会資料2

「福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例に規定する排水基準の改正について」

以上の資料で進めさせていただきます。資料はお手元にお揃いでしょうか。

本部会及び本日の議事録は、お手元にお配りしております、平成13年2月22日付の申合せにより、原則として公開することとなっております。

本日は今のところ傍聴者はおられません。

次に、委員の皆様を名簿順に御紹介させていただきます。

北九州市立大学 名誉教授で水質部会長の伊藤様です。

○伊藤部会長

よろしくお願いします。

●司会（環境保全課 定石課長技術補佐）

九州大学大学院工学研究院 環境社会部門教授の久場様です。

○久場委員

よろしくお願いします。

●司会（環境保全課 定石課長技術補佐）

産業医科大学 医学部衛生学教授の辻様です。

○辻委員

よろしくお願いします。

●司会（環境保全課 定石課長技術補佐）

福岡大学 工学部社会デザイン工学科教授の渡辺様です。

○渡辺委員

よろしくお願いします。

●司会（環境保全課 定石課長技術補佐）

J A福岡県 女性協議会副会長の田所様です。

○田所委員

よろしくお願いします。

●司会（環境保全課 定石課長技術補佐）

九州経済産業局 太田資源エネルギー環境部長の代理者として、環境・資源循環経済課長の緒方様です。

○緒方委員代理

よろしくお願いします。

●司会（環境保全課 定石課長技術補佐）

九州農政局 満永生産部長の代理者として、生産部環境・技術課長の徳田様です。

○徳田委員代理

よろしくお願いします。

●司会（環境保全課 定石課長技術補佐）

第七管区海上保安本部 桑原警備救難部長の代理者として、警備救難部環境防災課長の隅倉様です。

○隅倉委員代理

よろしくお願いします。

●司会（環境保全課 寺本水質係長）

九州地方整備局 青野企画部長の代理者として、企画部広域計画課長の伊藤様です。

○伊藤委員代理

よろしくお願いします。

●司会（環境保全課 定石課長技術補佐）

それでは、部会開会にあたりまして、環境保全課課長の吉川がごあいさつ申し上げます。

●環境保全課 吉川課長

環境保全課長の吉川でございます。

日頃から、本県の環境保全行政の推進に関しまして、御指導いただき厚くお礼申し上げます。

最近の水環境保全施策の動向として、委員の皆様もご存知のことと思いますが、全国でP F

OS及びPFOAの検出が相次ぎ、マスコミでも頻繁に取り上げられているところです。本県においても、航空自衛隊芦屋基地内の飲用井戸において、水道の水質管理目標設定項目の暫定目標値を超過（1, 500 ng/L）していることが公表され、昨年末に大きく報道されました。県としましても、速やかに周辺住民へ情報提供を行うとともに、周辺水域及び地下水の水質モニタリング調査を進めております。

国の動向としまして、先月24日に行われた水質基準逐次改正検討会において、PFOS及びPFOAを水道法に基づく水質基準項目へ格上げを行う方針が示されました。また、公共用水域及び地下水についても、水道水の取水が行われている地域や地下水の飲用が行われている地域の周辺における水質測定を充実させるよう示されているところです。

県といたしましては、引き続きPFOS及びPFOAに関する国の動向や県内外の検出状況を注視して参ります。

他の水環境保全施策としまして、国は類型指定の処理基準に関する見直しを進めており、第6次環境基本計画では、気候変動、生物多様性、循環型社会への対応が重点課題として掲げられ、地域のニーズに応じた生活環境の保全に関する環境基準の在り方の検討、良好な環境の創出に尽力すべきとの指摘がなされています。

県といたしましても、今後、国から示される方針に沿って類型の見直しの検討を進めていく必要があると考えております。

さて、本日の諮問事項である水質測定計画は、国、県、市町村が公共用水域及び地下水の水質測定を統一的、総合的に実施するために、県知事が毎年度策定するものであります。本日は、令和7年度の測定計画を策定するにあたり、専門的な見地から御意見をいただきたいと考えております。

また、水質汚濁防止法施行令の一部改正を受けて改正する「福岡県公害防止等生活環境保全に関する条例規則」についても、御審議いただくこととしております。

ご審議の過程でいただきました御意見を踏まえて、本県の環境保全に向けた取組を進めて参りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

●司会（環境保全課 定石課長技術補佐）

それでは、これより、議事を進めてまいりたいと思います。

この会議は福岡県環境審議会条例第5条第1項及び第6条第6項により部会長が議長を務めることとなっております。それでは、議事進行につきまして、伊藤部会長よりお願いいたします。

○伊藤部会長

それでは、これより、議事に入らせていただきます。

本日の会議は、先程開催された環境審議会で水質部会に審議が付託された「令和7年度水質測定

計画の策定について」、「福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例に規定する排水基準の改正について」の2件の諮問事項を議題とします。

それでは、まず、「令和7年度水質測定計画の策定について」事務局の方から説明をお願いします。

●環境保全課 吉川課長

環境保全課長の吉川です。

先ほどの審議会で水質部会に付託されました、諮問事項「令和7年度水質測定計画の策定」について、お手元の審議会資料1により説明させていただきます。

なお、先ほど開催されました審議会でご説明いたしました内容と、一部重複する箇所もありますが、計画策定に関する基本的な事項でございますので、再度ご説明させていただきます。

では、2枚めくっていただき、資料の1ページをお願いします。

この水質測定計画の策定の目的でございます。

県をはじめ、国（国土交通省）及び福岡市、北九州市などの市町村では、川や海、湖沼等の公共用水域と、地下水の水質汚濁の状況を常時監視しており、これらの監視を統一的な視点から総合的に実施するため、県が法律の規定に基づき計画を策定しているものです。

次に、本県の水質の現況でございます。

公共用水域におきましては、人の健康の保護に関する項目について、毎年度ほぼすべての地点で基準を達成しております。

また、水質汚濁の代表的指標でありますBODやCODについても、このグラフにありますように、ここ数年、ほぼ横ばいの状況でしたが、昨年度は豊前海流入河川のBODに改善がみられたことから、河川及び全体の達成率が上昇しております。

県といたしましては、引き続き、工場・事業場への立入検査や、下水道・浄化槽の整備促進等により水質保全のための取組みを継続してまいります。

地下水におきましては、県内全域を対象に調査を行っており、ほぼ毎年、環境基準を超過する井戸が見受けられます。

基準超過の主な原因は、自然由来によるものですが、県では市町村等と協力して原因究明や飲用指導等の対応を行っております。

次の2ページをお願いします。

令和7年度計画の基本方針でございます。

公共用水域調査におきましては、汚濁状況の経年変化を把握するため、従前のとおり、原則として前年度と同じ測定地点、測定項目、測定頻度で調査を実施いたします。

地下水調査におきましては、引き続き、県内の地下水質の状況を全体的に把握するため、概況調

査を実施いたします。また、当該調査で汚染が判明し、継続調査が必要と判断された井戸につきましては、継続監視調査を実施いたします。

次に、4の、令和7年度水質測定計画案の概要でございます。実施期間は、令和7年4月1日からの1年間でございます。公共用水域の調査は、国、県、政令市、中核市、その他市町村等の計19機関で、河川の322地点、海域の48地点、湖沼の17地点の合計387地点において測定を行うこととしております。このうち、水質汚濁防止法において常時監視の義務が課せられておりますのは、県のほか、北九州市、福岡市、久留米市の3市でありまして、国土交通省（九州地方整備局）、水資源機構及びその他市町村には、測定に御協力をいただく形で、水質の常時監視を行っております。測定項目につきましては、生活環境項目が13項目、健康項目が27項目、要監視項目が32項目、その他の項目として電気伝導度等を測定いたします。

このうち、どの項目を測定するか、測定頻度をどうするかにつきましては、各機関が、国が示す処理基準や、各地点での測定の必要性を考慮して計画案を策定しております。

次に、3ページ中ほどの③令和6年度計画との主な変更点について御説明します。

小石原川の千手橋におけるノニルフェノールについては、過去3年間、下限値未満であることが確認されました。そこで、測定回数を年4回から年1回に変更することとしております。

こちらに関しては、審議会でもご説明しました令和7年度水質測定計画（案）の76ページに訂正がございました。大変申し訳ございませんでした。

また、農薬3項目（チウラム、シマジン、チオベンカルブ）についても、平成27年度以降、下限値未満であることが確認されています。従いまして、令和7年度から5年に1回のローリング調査とすることとしております。

次に、(3)地下水調査についてです。地下水の調査は、国、県、政令市、中核市、その他市町の11機関で概況調査につきましては、86井戸、継続監視調査につきましては、97井戸、合計183井戸において実施することとしております。

こちらに関しては、審議会でもご説明しました令和7年度水質測定計画概要の3ページ表中の実施機関数に訂正がございました。大変申し訳ございませんでした。

概況調査につきましては、地域の全体的な地下水の状況を把握するために実施するもので、県も政令市も、環境省が地下水調査の方法として示しているローリング方式で行っております。

水質部会資料「令和7年度水質測定計画の策定について」の1ページをご覧ください。

昨年度、令和6年度からの調査方法を変更することについて、御説明しておりましたが、改めて、調査方法について、簡単に御説明いたします。

調査方法としまして、まず、県域を10kmメッシュで区切り、さらに各メッシュを1辺5kmの4区画に区切ります。令和6年度から8年間でメッシュを1巡するように、大メッシュ番号を奇数と偶数に分けて調査を実施することとし、令和7年度は奇数の大メッシュ①の区画を調査するこ

ととしております。

ローリング方式での調査につきましては、

- ① 当該調査方法は広範囲における地下水の状況の把握に適していること、
- ② 概ね毎年度、新たな汚染井戸が発見されており、本調査の継続により新たな汚染井戸が発見されることが予想されること、
- ③ 調査未実施の地域においても、調査対象となり得る井戸が存在していること等から、本方法による調査を継続して実施していく予定です。また、調査井戸数につきましては、調査対象となる区画内に調査可能な井戸があるかどうかにより、毎年増減が生じてまいります。

概況調査の結果などにより汚染が確認された地区において実施する、継続監視調査につきましては、新たに、環境基準超過が判明した井戸を調査対象に追加し、環境基準値を下回るなど継続調査の必要性が薄れた井戸を調査対象から外す等を行っているため、毎年、井戸数等に増減が生じております。

地下水につきましても、常時監視の義務が課せられておりますのは、県のほか、北九州市、福岡市、久留米市の3市でありまして、九州地方整備局及びその他市町村については、義務はないものの自主的に測定する形で測定に御協力いただいているものです。

令和7年度水質測定計画概要に戻りまして、4ページを御覧ください。

測定項目につきましては、環境基準項目が28項目、要監視項目が2項目、その他の項目として、水素イオン濃度（pH）等を測定いたします。

③令和6年度計画との主な変更点について御説明します。

令和6年度に実施した概況調査において、基準を超過した地区から2地点を、継続監視調査に追加することとしています。なお、令和5年度の概況調査で基準を超過した地区については、井戸所有者の都合により、調査を中止しております。

また、県の概況調査において、平成24年度から要監視項目のうち「揮発性有機化合物」に該当する5項目（クロロホルム、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、トルエン、キシレン）を測定してきましたが、ほとんど検出されないことから、調査を終了することとし、新たに、PFO S及びPFOAについて、概況調査地点から複数地点を選定して、令和7年度から測定を実施します。

測定地点としましては、概況調査の調査地点から各環境保健福祉事務所1地点及び大牟田市1地点の合計7地点を予定しております。測定地点の選定にあたって、県内の調査地域に偏りがないよう選定しています。

測定地点数については、令和7年度の調査結果も踏まえて、令和8年度以降の測定計画に反映させる予定です。

次に、(4)測定結果の報告・公表についてです。

例年同様、翌年12月頃に県内の状況を公表する予定としております。

以上、簡単ではございますが、令和7年度水質測定計画（案）の策定についてご説明させていただきました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○伊藤部会長

ありがとうございます。

事務局から説明がありましたが、何か御意見、御質問等はありませんか。

○辻委員

P F O S と P F O A を合算して、環境省と同じように基準を設定していますか。

それとも、海外のように P F O A、P F O S それぞれに基準を設定して、個別判断していますか。

●環境保全課 吉川課長

県としましても、合算した値 50 n g / L を超えるか否かで調査を進めてまいります。

○伊藤部会長

国の方でもその方針なので、今のところはそうですが、また方針が変われば変わりますね。

○辻委員

環境省主導の調査において、別々で測定しているものもある。測定方法によって合算したものしか出ないのか、それとも分かれた値が報告されているのでしょうか。P F O A、P F O S の毒性は異なる可能性がある。分けて測定するというのが世界的なスタンダードになってきている気がします。

日本の 50 という値はアメリカが基準を下げてきたので、割と緩やかな基準とみる方もいるだろう。県としても答えをもっているのでしょうか。

●環境保全課 吉川課長

ご指摘いただいたとおり、P F O A の毒性が高いということで、それぞれ分けてという考え方もありますが、県としましては、国に従って合算値で評価してまいります。

全世界的にみると緩いのではないかというご意見も伺いますが、国もそれを踏まえて 50 という値を定めておりますので、国に従ってまいりたいと思います。

○伊藤部会長

アメリカの基準にすると水道水はほとんど使えなくなると思います。日本は基準だけみて決めるのではなく、社会的混乱を引き起こさないレベルで決めていると思っているので、アメリカよりも高いという言い方は私も納得できないですし、ヨーロッパはもっと高いと思います。

○辻委員

低濃度の長期曝露でのデータがないので、聞かれたときに答えがないとも思います。

○伊藤部会長

市民が不安になるので、うまく説明された方がよいと思います。まだ発がん性に関しては、よく分かっていないという人が多いように思いますが、いかがでしょうか。

○辻委員

分かっていませんが、IARCがPFOAをグループ1に定めています。発がん性がヒトにも動物的にもあるでしょうというのが最近のところです。PFOSがグループ2Bです。しかし結局、人の疫学で低濃度長期曝露のデータやメカニズムもよく分かってないですし、発がん性の科学的根拠も限定的で、お子さん等への影響も十分分かっていないところ。ようやく染色体への影響があるかなというのが分かってきたところで、あまりにも大々的に公表して、一般の方に恐怖心を煽ることにならないよう気を遣わないといけないと思います。

○伊藤部会長

ありがとうございました。

○久場委員

地下水の継続監視調査の地点追加ということで、どの項目が超過していたのか、また、継続監視調査が中止になったということで、差し支えなければ教えてください。

●環境保全課 寺本水質係長

水質係長をしております寺本です。令和6年度の継続監視調査で基準超過があったのは硝酸性窒素、亜硝酸性窒素でございます。近年、継続監視調査に移行している汚染は硝酸性窒素、亜硝酸性窒素が多くございまして、それ以外での基準超過は自然由来の重金属の砒素が多くございます。

継続監視に移行するものとしては、人為的汚染であると考えられる硝酸性窒素、亜硝酸性窒素の地点について、継続監視を行っているところでございます。原因については、公害専門委員にご相談

談のうえ、施肥をされているところが近隣にあり、それ以外に汚染原因となるものがない中で、施肥という可能性が高いという評価がございました。

令和5年度の概況調査から、継続調査を予定していた地点が中止になった理由について、基準超過のありました井戸の管理をされている方の個人的な諸般の事情があり、辞退の申し出がありましたので、止むを得ず中止とさせていただきました。

○伊藤部会長

ありがとうございました。

少し私も違和感を感じておりまして、令和5年度、概況調査を実施した基準を超過した地区については調査を止めましたというように聞こえてしまいます。超過したのに、全て調査を止めたと聞こえてしまいます。例えば、「基準超過した地区のうち1地点で、個人的な都合により中止することにしました」のように書いた方がよいのではないのでしょうか。強引に止めましたというように聞こえてしまいます。

P F O S、P F O Aについては、来年度から開始するのであれば、「令和7年度から」と書くといいのではないかと思います。

硝酸性窒素、亜硝酸性窒素については、全国的に超過する地点があるというのが不思議ではない状況ですが、他に委員の方から何かご質問はございませんか。

○伊藤委員代理

4ページ③の「これらに代わり、P F O S及びP F O Aの測定を開始する」とありますが、P F O S、P F O Aは今、非常に話題になっている項目であり、揮発性有機化合物5項目が検出されようが、されまいが、測定を開始すべきではないでしょうか。

○伊藤部会長

ご指摘のとおりで、これが減ったからやりますと聞こえるので、「これに代わり、」という表現は見直した方がよいと思います。「近年注目されているので、行います」などの表現が適切ではないでしょうか。

●環境保全課 吉川課長

表現を見直します。

○渡辺委員

予算というのは、環境基準を全部測定するという配分で、新しい物質が出てきた場合、どういう措置になっていますか。

●環境保全課 吉川課長

実際に新しい物質が出てきて、それを測定しないといけない場合は、特別に別途、予算要求するケースもございます。

この測定計画については、全体の環境基準点を確認するための予算の大枠が定まっているものを執行するところでございます。

○渡辺委員

例えば、測定地点の数を増やすときは増やすという考え方でよろしいでしょうか。

●環境保全課 吉川課長

環境基準点とは別で増やすこともございます。

○伊藤部会長

渡辺委員から質問がありましたが、他の物質よりもP F O Sの方が分析のお金が高くなるのではないのでしょうか。

●環境保全課 吉川課長

ご指摘のとおり、P F A Sの方が他の物質よりも分析費用は高いです。従来の検体数から大幅に増やすというのは、難しいという気がしています。ただし、必要なものに関しては、対応できるよう何とかしてまいりたいと思います。

○伊藤部会長

先日の岡垣町のように、検出された時、周辺も調査してほしいという要望があった時の措置は何か考えていますか。

●環境保全課 吉川課長

自治体としては測定して、結果が出てどうするのかというところで、国の方でも方針を考えている段階なので、むやみやたらに測定だけを行うと対応が難しいと考えています。

○伊藤部会長

これから調査を行っていくので、その後のことも考えておかなければならないでしょう。
どうもありがとうございました。
田所委員、何かございませんか。

○田所委員

ないです。
継続を中止したということが少し気になっていましたが、先ほど解決しました。

●司会（環境保全課 定石課長技術補佐）

補足説明させていただきます。

地下水について、県の常時監視の対象となるものは、基本的には環境基準項目28項目で、県がモニタリングしなければならないとされています。

要監視項目は環境基準の候補になっている物質で、まさに国が全国の自治体と協力して知見を集積している物質でございます。要監視項目は通知において、県に対し、知見集積のためのモニタリングに協力願いたいとされています。

以前は、県は要監視項目を測定していませんでしたが、平成23年度環境審議会水質部会において、県も測定すべきではないかというご意見を頂戴し、まずは全国的にも人為由来で検出される可能性が高いとされるVOC5項目を対象とし、平成24年度からモニタリングを開始しました。以降、県内全域、特に問題ない状況です。まさに、伊藤部会長からのご指摘いただいたとおり、全国的にも話題になっているPFOS、PFOAが現状の必要性が高いとし、今回、諮問させていただいたところでございます。

○伊藤部会長

ありがとうございます。
他に何かありませんか。

○緒方委員代理

概況調査の井戸の選定方法はどのようにされていますか。

●環境保全課 寺本係長

概況調査の地点の選定についてということで、県の方ではメッシュに区切って選定しておりますが、基本的には私どもで井戸がどこにあるのかの情報は持ち得ておりません。まず、市町村にご協

力いただいて、地点の候補を検討してまいります。

その時に、立地条件、地下水の利用状況を勘案して、井戸の選定を行っております。具体的には、例えば、有害物質を取り扱っているような工場がある周辺井戸、工場・事業場の立地密度が高いところ、住宅密集地で地下水の利用が考えられる地域など、優先順位に沿って、地点を選定することとなっています。市町村のご協力がないと地点の選定が難しいというところがございます。個人のお宅の井戸なので、御協力いただけるかのご意向も確認しながら選定をさせていただいております。

○伊藤委員代理

地下水調査に関連して、井戸の深さはどのように検証して調査しているのでしょうか。

●環境保全課 寺本係長

難しいところではございますが、帯水層が複数あると、どこの水を取るかが重要でございます。

個人様の井戸では、ボーリングなのか手掘りなのかをヒアリングさせていただいておりますが、どの帯水層なのか、情報が正確には得られにくく、可能な限り情報を集めながら対応させていただいております。なかなか地下水の情報というのは、どこも持ち得ていないので、私どもも悩みどころではございます。

○伊藤部会長

個人なので、いわゆる第一帯水層の地下水で、被圧帯水層は粘土層で囲まれて深く、工場はそういう井戸ですけれども、調査対象としていないので、被圧地下水はまずないと思います。第一帯水層を狙ってしなければならない等の基準がなければ、特にそこまで詳しくなくてもいいと思いますけれども。

他に何かありますでしょうか。

○隅倉委員代理

P F O S、P F O Aを地下水でも測定されるということで、海域でも測定されていますでしょうか。

●環境保全課 吉川課長

令和2年から令和4年にかけて、各海域19地点で調査を実施しております。

○隅倉委員代理

ありがとうございます。

○伊藤部会長

河川で基準を超えると、海洋域までおよび、それが食物連鎖にも影響が出るかと思います。

●環境保全課 定石課長技術補佐

令和２年度から令和４年度にかけまして、一斉に全９２地点、全ての環境基準点で調査を実施しており、９２カ所すべての環境基準点で適合を確認しています。

全て適合を確認しておりますので、その後、現在は５年間のローテーションで調査をしています。

○伊藤部会長

ありがとうございました。

他に何かありますでしょうか。

○徳田委員代理

農業関係で、国の方では資材費高騰を受け、輸入肥料から国内肥料への代替を進めており、特に北九州市でも取り組まれている下水汚泥等様々なものがございますが、その時にＰＦＯＳが問題になります。

今回の調査は公共用水域や地下水ということですが、堆肥舎が近くに含まれていたりするものなのでしょうか、それとも農林部局で調査しているのでしょうか。

●環境保全課 寺本係長

堆肥そのものということでしょうか。

○徳田委員代理

例えば、堆肥舎から流れてくる近くの公共用水域です。そこは工場の方でしっかり抑えていると考えるべきでしょうか。

●環境保全課 吉川課長

堆肥舎というときに、堆肥舎の構造上の基準等、発生した污水について、地下浸透しないよう規制がかかると思います。堆肥舎については、担当部署の方から指導していくこととなると思います。

下水道のＰＦＯＳ、ＰＦＯＡについては、色々な議論がありますが、下水道を担当している担当部署の判断になるかと思います。

今の段階では、規制という話はありません。

○伊藤部会長

これからいろんなところで、いま問題になっていなくても、問題になってくるかもしれません。他に御意見よろしいでしょうか。

他に御意見ないようでしたら、事務局案に対しまして、水質部会において了承する旨の決議をしてよろしいでしょうか。

基本的方針は変わらないと思いますが、もし変えたとしましたら、先ほど指摘のあった文言については検討をお願いします。

それでは、次に、「福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例に規定する排水基準の改正について」事務局の方から説明をお願いします。

●環境保全課 吉川課長

それでは、「福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例に規定する排水基準の改正について」をお手元の資料2により説明させていただきます。

本部会では、先ほどの審議会で水質部会に付託されました、条例施行規則に係る諮問事項について、ご審議願います。

それでは、お手元の資料2をご覧ください。

先程、審議会においてもご説明しましたが、排水基準の項目及び基準値の変更になります。

審議会におけるご説明と重複いたしますが、諮問事項についてご説明させていただきます。

諮問事項の1「福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例第2条第5項第2号に規定する水の汚染状態を示す項目の変更」についてでございます。

水質汚濁防止法では、令和6年3月に水の汚染状態を示す項目のうち「大腸菌群数」が「大腸菌数」に変更されました。このため、条例に規定する水の汚染状態を示す項目について、法と同じ項目を設定するものです。

続きまして、諮問事項の2「福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例第23条第1項に規定する排水基準の改正」についてでございます。

先の諮問事項の1のとおり、大腸菌群数から大腸菌数へ変更されたことと併せまして、排水基準についても大腸菌数について1ミリリットルにつき800コロニー形成単位が設定されました。また、六価クロム化合物の排水基準も見直され、0.5mg/Lから0.2mg/Lに変更されました。このため、条例に規定する排水基準について、法と同じ基準値を設定するものです。

各諮問事項に係る改正案を参考資料の3ページに示しております。

以上、「福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例に規定する排水基準の改正」について、ご説明させていただきました。

ご審議の程、お願いいたします。

○伊藤部会長

事務局から説明がありましたが、何か御意見、御質問等はありませんか。
六価クロムについてですが、何か問題となる施設があるのでしょうか。

●環境保全課 吉川課長

六価クロムについては、現在、対象となる施設はないです。

○伊藤部会長

大腸菌群で3, 000、大腸菌数だけだと800ということですが、残りの2, 200というのは、水質を悪化させる原因になっていないという判断でよろしいのでしょうか。

●環境保全課 寺本係長

直接のご回答にはなっていないかもしれませんが、環境省の方で大腸菌群数 3, 000というのが、大腸菌であればどれくらいかというのが検討されて800と設定されています。残りが、大腸菌数以外のものだと思いますが、同等の水質とみたときに、大腸菌群数で3, 000が同等で大腸菌数だと800に設定されたという理解でおります。

○伊藤部会長

何となく、逆に不安になってしまいますね。
他に御意見、御質問ありますでしょうか。

○久場委員

福岡県の河川の整備計画の委員もしておりまして、いつも質問しているところではございます。生活環境項目に大腸菌数が入っていますが、いつも超過しています。超過している理由を御存じでしたら教えていただきたいです。また、超過していても問題ないのでしょうか。

●環境保全課 吉川課長

超過している事実の把握で終わっておりまして、具体的な原因は把握しておりません。勉強させていただきたいと思います。

○伊藤部会長

一般的には生活用排水ですよね。次に、施肥、農業、畜産業をやっている可能性もあると思います。あるいは、田舎にいくと合併浄化槽を付けているかいらないか等もあるかと思います。

○渡辺委員

都市河川、福岡市内でも大腸菌群数が高いです。配管の誤接続がないということではなくて、必ず発生しています。誤接続があると、流れ込んでくるところで必ず大腸菌群数が異常に高い値というのは経験があります。

○伊藤部会長

私も経験があります。マンション近傍で地下水を計ると、大腸菌が高いということで、調べていたら、あるマンションが下水管につないでおらず、考えられないような大腸菌が出るがありました。たまたま発見されただけで、施工業者がマンションの配管を接続していなかったことなどもあります。

他にも何かございませんでしょうか。

他に御意見ないようでしたら、事務局案に対しまして、水質部会において了承する旨の決議をしてよろしいでしょうか。

それでは、福岡県環境審議会条例第6条第5項により、部会の決議をもって審議会の決議といたします。本件については、県民意見募集の対象ではございませんので、事務局案を審議会の答申とし、次回の審議会でこの結果を報告いたします。

以上で、本日の議題は終了しましたが、委員の皆様、他に何かございませんか。事務局からありませんか。

他にないようでしたら、議事につきましては、これで終了いたします。

●環境保全課 定石課長技術補佐

伊藤部会長、ありがとうございました。

次に、次第の3番「その他」として、【報告事項】「ダイオキシン類に係る令和5年度測定結果及び令和7年度水質測定計画」について、水質係長の寺本から説明させていただきます。

●環境保全課 寺本係長

昨年度に引続き【報告事項】として水質部会にてご報告をさせていただきたいと思います。

右上に「参考資料1」と記載しております、報告事項「ダイオキシン類に係る令和5年度測定結果及び令和7年度水質測定計画」の資料をご覧ください。

ダイオキシン類に係る公共用水域等の常時監視につきましては、水質汚濁防止法ではなく、ダイオキシン類対策特別措置法において、第26条に定めがあり、「都道府県知事は当該都道府県の区域に係る水質等のダイオキシン類による汚染の状況を常時監視しなければならない。」とされております。

一方、水質汚濁防止法のように測定計画の策定や審議会への諮問等に関する規定がありません。そこで、本県では、ダイオキシン類に対しても効率的・計画的に県内全体の状況を把握できるよう、任意で策定した測定計画に基づいて常時監視を行っており、8年間で環境基準点を一巡するように、ローリング方式で実施しております。

また、測定結果につきましては、水質汚濁防止法の常時監視と同様に、本日お示ししております資料により、毎年2月頃を目途に、県のホームページ等で公表しているところです。

1枚めくっていただきまして、1ページからが、令和5年度の測定結果でございます。(ア)として海域、(イ)として湖沼の結果をお示ししております。海域と湖沼では、環境基準1pg-TEQ/Lに対し、環境基準を達成しております。

1枚めくっていただきまして、2ページに(ウ)として河川の結果をお示ししております。河川では、久留米市が測定した1地点、天竺橋で環境基準(1pg-TEQ/L)を超過(2.1pg-TEQ/L)しております。天竺橋は、感潮域に位置しており、底質の巻き上げに伴い、懸濁物質に吸着されたダイオキシン類が基準を超えて検出されたものと推測されています。その後、久留米市の再調査では、基準値未満(0.34pg-TEQ/L)であることが確認されています。

次に、3ページから(エ)として海域の底質の結果、(オ)として湖沼の底質の結果、1枚めくっていただきまして、4ページから(カ)として河川の底質の結果をお示ししております。こちらは、いずれの地点でも、環境基準150pg-TEQ/gに対し、環境基準を達成しております。

5ページから(キ)として、地下水の測定の結果をお示ししております。いずれの地点でも、環境基準1pg-TEQ/Lに対し、環境基準を達成しております。

1枚めくっていただきまして、6ページから12ページの地図で、それぞれの測定地点をお示ししております。

最後に、13ページから、公共用水域の測定計画をお示ししております。冒頭、8年間のローテーションで実施している旨をご説明いたしました。表の左から2番目が令和7年度の測定計画でございますが、表中に「1」と記載しております地点が、令和7年度の測定予定地点でございます。

以上、ダイオキシン類に係る令和5年度測定結果及び令和7年度水質測定計画についてご説明をさせていただきました。

●環境保全課 定石課長技術補佐

ただいまの説明につきまして、何か御意見等はございませんでしょうか。

○隅倉委員代理

有明海のS t - 6が地図上に見当たりませんがいかがでしょうか。

●環境保全課 寺本係長

少し確認させていただきます。大変失礼しました。S t - 6 が掲載できておりませんでした。
修正したものを後ほど、皆様に送付させていただきます。

○渡辺委員

山ノ井川の天竺橋で基準超過ということで、原因が感潮域で巻き上げたものが入ったという捉え方でしたが、あそこは水門がついていて、有明海から上がってきた底質が天竺橋まで巻き上がっていくというイメージができませんでした。巻き上がった底質が観測の時に入って、高くなったというのは分かっているのでしょうか。

●環境保全課 定石課長技術補佐

天竺橋は久留米市が法の権限でモニタリングしている地点で、調査機関を入れて、評価をされまして、解析の結果、そのような結論に至ったと聞いております。

有明海流入河川については、感潮域が長く、火山灰を起源とする浮泥が底質の主成分となっていることから、巻き上げが起こりやすいとされています。

○渡辺委員

測定は干潮時刻ですか、満潮時刻ですか。

●環境保全課 寺本係長

基本的には、干潮時刻に採水していると思います。

○渡辺委員

それなら余計に、巻き上がったというのは少し不思議に感じます。

○久場委員

そもそもサンプリングされて、ろ過をして、ろ過水を測定されているのではないのでしょうか。

●環境保全課 寺本係長

保健環境研究所からコメントいただきます。

●保健環境研究所 水質課 高橋課長

保健環境研究所水質課の高橋と申します。

基本的には全量測定しています。前処理の際、ろ過をする場合がありますが、ろ液とろ紙とを一緒に全部抽出させますので、懸濁物質と水の両方を測定するというイメージです。

●環境保全課 定石課長技術補佐

そのほか、御質問等よろしいでしょうか。

それでは、委員の皆様方、長時間にわたる御審議、大変ありがとうございました。これをもちまして、本日の環境審議会水質部会を終了いたします。

本日は、午前中から環境審議会に引き続き、長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。